

【クーリング・オフのお知らせ】

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図ご参照)により無条件でお申込の撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力は、お客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。
2. この場合、お客さまは、
 - ① 損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価その他の金銭の支払いを請求されることはありません。
 - ③ すでに当該契約に関連して金銭(対価の一部または全部等)を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または事業者が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

(※)クーリング・オフを行う場合は、下図のようにはがき等に必要事項を記入のうえ、〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町 43-5 [受取人]ホームタウンエナジー株式会社 カスタマーセンター宛に郵送してください(簡易書留扱いが確実です)。

図：クーリング オフの記入例

■裏面

【申込の撤回】通知

【申込日】：2021年〇月〇日

役務の種類：電力供給(低圧電力)

販売店：X X X X X X X

右記の契約について、【申込を撤回】します。

2021年〇月〇日

■表面

〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町 43-5

[受取人]ホームタウンエナジー株式会社 カスタマーセンター宛

こ住所

ご契約者名

お電話番号